

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーンの使用料等
の収納事務委託について

地方自治法施行令第 158 条 1 項の規定に基づき、下記団体に新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーンの使用料等の収納業務を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

1. 委託件名

令和 5 年度新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン使用料
等収納事務

2. 委託先

花とみどりのシンボルゾーン管理組合 組合長 渡辺 勝
新潟市秋葉区小須戸 893 番地 1